青森県内40市町村における喫煙対策の現状 ~13年間の変遷(2008年~2020年)

2020年12月12日 青森県タバコ問題懇談会 代表世話人 山崎照光、鳴海 晃、久芳康朗

私たち青森県タバコ問題懇談会は、県内の医療、保健、教育、行政、市民など様々な立場の有志が集まり、関係組 織・団体と協力しながら、タバコによる甚大な健康被害から青森県民を守るために、「タバコのない青森」の実現をめ ざしています。そのためには、まず全ての学校・幼稚園・保育施設、医療機関、自治体庁舎を敷地内禁煙にすること、また飲食店を含むすべての公共的施設・職場を建物内禁煙にすること、そして路上、公園、観光地などの屋外 における受動喫煙をゼロにするべきだと考えています。2020年4月から全面施行された改正健康増進法では、学校、病院、保育所、行政機関など第一種施設は、原則敷地内禁煙となりました。当懇談会では2008年から県内全市町村の公共施設(庁舎・議会棟、公民館、運動施設、病院・診療所)および公立学校(高校、中学校、小学校、幼稚 園)の喫煙対策状況を毎年調査集計し公表しております(1)。2020年度も全40市町村と県の公共施設・公立学校の喫煙対策状況についてアンケート調査を実施し、全ての自治体から回答が得られました。その集計した結果をご報 告いたします。

公共施設・公立学校の喫煙対策の変遷

全施設(2,425施設)の喫煙対策実施状況をみると、2020年度では敷地内禁煙1,542施設(64%)、建物内禁煙828施設(34%)、施設内分煙14施設(1%)、喫煙対策なし41施設(2%)でした(図1)。2008年度当初の調査では敷地内禁煙639 施設(33%)、建物内禁煙530施設(27%)、施設内分煙535施設(27%)、喫煙対策なし248施設(13%)でしたので、13年間 で敷地内禁煙や建物内禁煙の施設が増加し、施設内分煙や喫煙対策なしの施設は著減しました。特に2020年に は5市町村(平内町、蓬田村、鶴田町、藤崎町、田舎館村)が全施設が敷地内禁煙となっております。また施設毎に 検討すると、庁舎・議会棟、病院・診療所、公立学校の喫煙対策では特に受動喫煙対策が進みました(図2)

一方で施設内分煙(14設)および喫煙対策なし(11施設)を合計した25施設が11自治体(青森県、外ヶ浜町、つがる 市、鯵ヶ沢町、深浦町、弘前市、黒石市、西目屋村、大鰐町、六ヶ所村、南部町)に存在し、2020年4月から全面施 行された改正健康増進法に違反した状態です。

喫煙対策総合点数による自治体ランキング

2、 <u>喫煙対策総合点数による目治体フンキンク</u> 各市町村における喫煙対策状況について、例年通り喫煙対策総合点数を計算し評価しました(1)。 喫煙対策総合点 数は、敷地内禁煙施設の割合×100点+建物内禁煙施設の割合×80 点+施設内分煙施設の割合×20 点+喫 愛は、敖地門宗程施設の割合へ100点「建物門宗程施設の割合へ800 点「施設門別程施設の割合へ200 点「突煙対策なしの施設の割合×00 点の計算式で求めています。この計算式では、敷地内禁煙や建物内禁煙の施設割合が多いと点数が高くなります。一方、施設内分煙や喫煙対策なしの施設割合が多く受動喫煙防止対策が不十分であると点数が低くなります。県内で最も禁煙化が進んでいる自治体は全ての施設が敷地内禁煙である田舎館村、藤崎町、選田村、平内町であり、喫煙対策総合点数はいずれも100点でした。2020年のアーストは西目屋屋 村(76点)でした(図3)。なお西目屋村は2008年もワーストでした。喫煙対策総合点数の41自治体の平均は2008年には59.9点でしたが、2018年には91.7点に増加しており、また1位(トップ)と41位(ワースト)の差も縮小(2008年は71点、2020年は24点)したことから、全体として喫煙対策は進んでいるものと思われました(図4)。

3. 受動喫煙防止対策を進める手法と、各自治体の現在の取り組み状況 今後どのように受動喫煙防止対策を進めるべきか?という問に対し、「改正健康増進法(建物内を罰則付きで原則 禁煙とした法律だが、最大で55%の飲食店が規制の対象外になる)で十分である」と回答した自治体(11市町村)よ りも、「2018年、東京都が策定した条例(約84%の飲食店が規制の対象となる)と同等か、それ以上の内容で、青森県 も条例化を目指すべき」と回答した自治体が多かった(16市町村)(図5)。

それぞれの自治体で実施しているタバコの健康被害を防止するための取り組みについての質問に対しては、「受 動喫煙防止を目指した条例もしくはガイドラインを制定した」自治体は、青森市、弘前市、八戸市、階上町の4自治体のみでした(図6)。また小・中学校での喫煙防止教室も定期的に開催している自治体は15(38%)のみであった。

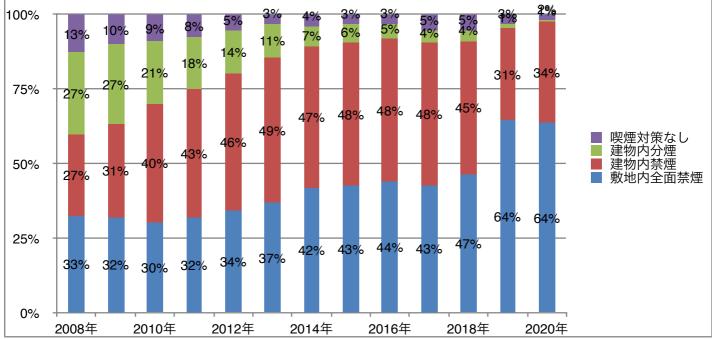
<u>4、</u>まとめ

- ・13年間で敷地内禁煙を実施する公共施設が大幅に増加し、自治体間の較差も縮小した。特に改正健康増進法の 施行後に顕著であった。
- ・平内町、蓬田村、鶴田町、藤崎町、田舎館村が全ての施設で敷地内禁煙を達成した。
- ・県内に残存する施設内分煙(14設)および喫煙対策なし(11施設)を合計した25施設は、改正健康増進法に違反し ている。該当する11の自治体(県も含め)は、改正健康増進法に則り、早急に全ての公共施設を敷地内禁煙もしくは 建物内禁煙とするべき。
- ・改正健康増進法で十分であると回答した自治体(11市町村)よりも、東京都が策定した条例と同等か、それ以上の 内容で、青森県でも条例化を目指すべきと回答した自治体が多かった(16市町村)。
- ・小中学校における喫煙防止教室を定期的に実施している自治体は4割程(15市町村)であり、各自治体に対して 実施を働きかける必要があると思われた。

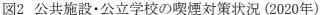
5、文献

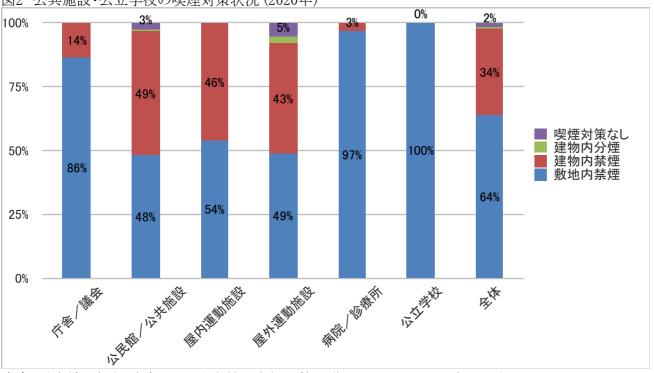
鳴海晃、久芳康朗、山崎照光、新谷進一、中路重之:青森県内40市町村における喫煙対策の現状、日本禁煙 学会雑誌、第5 巻第6 号、2010年(http://nosmoke.xsrv.jp/gakkaisi/201012/10_05_06_1220_p165.pdf)

図1 公共施設・公立学校の喫煙対策の変遷 (2008年~2020年)

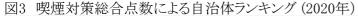


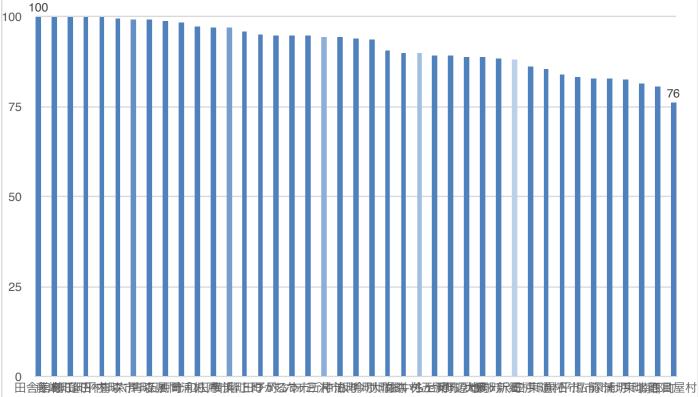
13年間で敷地内禁煙の施設が増加し、施設内分煙や喫煙対策なしの施設は減少した。



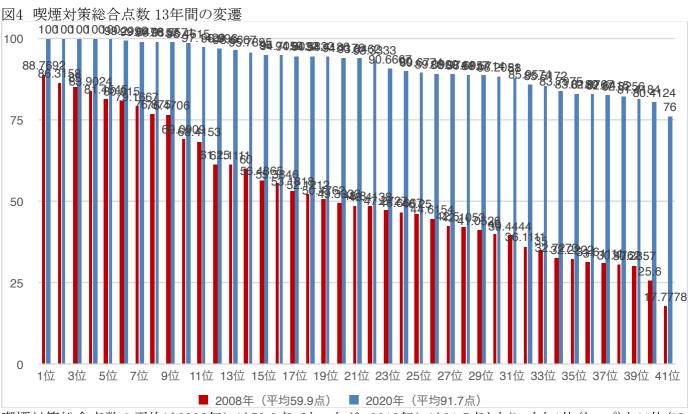


庁舎・議会棟、病院・診療所、公立学校の喫煙対策は進んだが、その他の施設は立ち後れている。



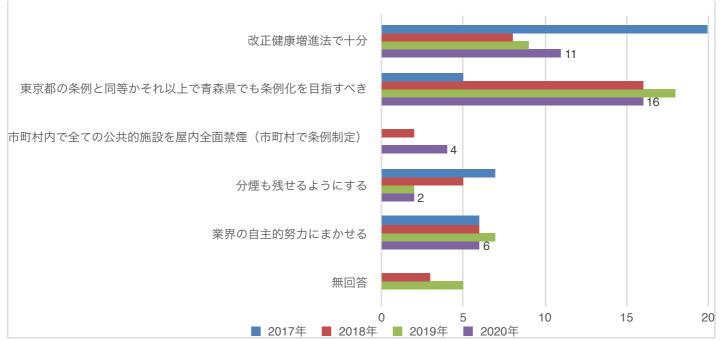


県内で最も禁煙化が進んでいる自治体は田舎館村、藤崎町、鶴田町、蓬田村、平内町(100点)、ワーストは西目屋村(76点)



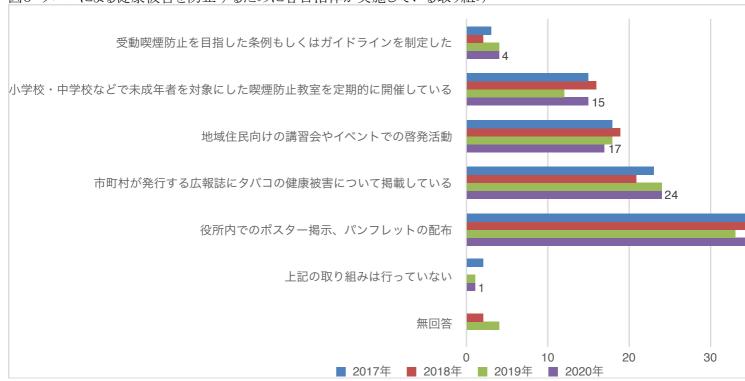
喫煙対策総合点数の平均は2008年には59.9点であったが、2019年には91.7点となり、また1位(トップ)と41位(ワースト)の差も縮小した(2008年は71点、2020年は24点)

図5 受動喫煙防止対策を推進する方法



県主導の受動喫煙対策を希望する自治体が多い





受動喫煙防止ガイドラインを策定したのは4市町村のみ。喫煙防止教室の実施も4割弱のみ